

福岡市公報

令和 6 年 9 月 19 日 第7085号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○博多港港湾施設管理条例施行規則の一部改正 (第111号).....	1
○福岡市海浜公園条例施行規則の一部改正 (第112号).....	2
告 示	
○指定管理者の代表者の変更 (第238号).....	3
○指定管理者の代表者の変更 (第239号).....	3
○寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定 (第240号).....	3
○寄附金税額控除の対象とする寄附金の変更 (第241号).....	4
公 告	
○一般競争入札の実施 (第265号).....	4
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定 (第266号).....	5
○開発行為に関する工事の完了 (第267号).....	6

規 則

博多港港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 9 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第111号

博多港港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

博多港港湾施設管理条例施行規則（平成16年福岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第15条の 3 第 1 項中「及びアイランドシティはばたき公園駐車場」を「、アイランドシティはばたき公園駐車場及び香椎浜高架下緑地駐車場」に改め、同条第 2 項中「及び香椎浜緑地駐車場」を「、香椎浜緑地駐車場及び香椎浜高架下緑地駐車場」に改め、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 第 6 項の規定にかかわらず、香椎浜高架下緑地駐車場の定期利用の承認を受けている

者であって当該定期利用の利用期間満了後も継続して当該駐車場の定期利用の承認を受けようとするもの（第15条の 6 第 1 項において「継続定期利用の承認を受けようとする者」という。）は、使用料を納付し、定期駐車券の交付を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けようとする者が、使用料を納付し、定期駐車券の交付を受けたときは、市長への利用の申請及びその承認があったものとみなす。

第15条の 5 を次のように改める。

（使用料等の算定方法）

第15条の 5 条例第16条の 7 第 1 項の使用料及び同条第 3 項の占用料の算定については、福岡市公園条例施行規則（昭和33年福岡市規則第21号）第13条の規定を準用する。

第15条の 6 第 1 項中「条例第16条の 7 第 1 項及び第 2 項の使用料」の次に「（継続定期利用の承認を受けようとする者に係る使用料を除く。第 2 号において同じ。）」を加え、「（以下この条及び次条において「緑地使用料等」という。）」を削り、同条第 2 項中「初年度分の緑地使用料等」を「初年度分の条例第16条の 7 第 1 項及び第 2 項の使用料並びに同条第 3 項の占用料（以下この項及び次条において「緑地使用料等」という。）」に改める。

別表みなと100年公園駐車場及び香椎浜緑地駐車場の項中「及び香椎浜緑地駐車場」を「、香椎浜緑地駐車場及び香椎浜高架下緑地駐車場」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年10月 1 日から施行する。ただし、第15条の 5 の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市海浜公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 9 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第112号

福岡市海浜公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市海浜公園条例施行規則（平成元年福岡市規則第118号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（使用料等の算定方法）

第10条 条例第 7 条の使用料及び条例第 9 条の占用料（以下「使用料等」と総称する。）の算定については、福岡市公園条例施行規則（昭和33年福岡市規則第21号）第13条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福岡市告示第238号

公の施設の指定管理者から令和6年福岡市告示第24号により告示した事項について変更の届出があったので、博多座条例第19条後段の規定により次のように告示する。

令和6年9月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の名称	指定管理者 の名称	指定管理者の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	博多座	株式会社 博多座	代表取締役社長 貞刈 厚仁	令和6年 6月28日
変更後			代表取締役社長 大坪 潔晴	

福岡市告示第239号

公の施設の指定管理者から令和2年福岡市告示第307号及び令和4年福岡市告示第252号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市拠点文化施設条例第17条後段及び福岡市公園条例第23条の5後段の規定により次のように告示する。

令和6年9月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の名称	指定管理者 の名称	指定管理者の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	福岡市拠点文化 施設及び須崎公 園	株式会社 福岡カルチ ャーベース	代表取締役 若松 雅弘	令和6年 6月28日
変更後			代表取締役 森本 和彦	

福岡市告示第240号

福岡市市税条例第21条の規定により寄附金税額控除の対象とする寄附金を次のように指定したので、同条例第21条の2第4項前段の規定により告示する。

令和6年9月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

次の法人又は団体の主たる目的である業務に関連する寄附金

法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地 (市内に有する事務所又は事業所の所在地)	寄附金税額控除 の対象となる日
公益財団法人 アクロス福岡	福岡市中央区天神一丁目1番1号	令和6年 1月1日

福岡市告示第241号

福岡市市税条例第21条の2第2項の規定に基づき、同条例第21条の規定により寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定を受けた法人又は団体から変更の届出があったので、同条例第21条の2第4項後段の規定により告示する。

令和6年9月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地 (市内に有する事務所又は事業所の所在地)
変更前	社会福祉法人 多々良福祉会	福岡市東区名子三丁目23番50号
変更後	社会福祉法人 ふくしをデザイン	

公 告**福岡市公告第265号**

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和6年9月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A	愛宕浜4丁目地内外道路照明灯建替・LED化工事	
	福岡競艇場中央スタンド2階照明更新工事	
	主要地方道志賀島和白線照明灯設置工事	

管B	照葉北公民館・老人いこいの家複合施設新築空調設備工事	
	照葉北公民館・老人いこいの家複合施設新築衛生設備工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和6年9月27日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第266号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、次のように公告する。

令和6年9月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
令和6年度国民健康保険・後期高齢者医療制度システム変更開発業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局DX戦略部情報システム課	令和6年6月17日	川崎市幸区大宮町1番地5 富士通Japan株式会社	円 50,600,000	特例政令第11条第1項第2号該当
令和6年度国民健康保険・後期高齢者医療制度システム標準化対応業務委託		令和6年7月1日		45,100,000	

福岡市公告第267号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 6 年 9 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市早良区飯倉二丁目437番、437番 1、437番27から437番30まで及び438番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市鍛冶屋町 7 番地12

穴吹興産株式会社